

福島県 ◆ 青果 出荷制限リスト ◆

※福島県内の地元農産物

「たけのこ」「山菜（露地・野生）」は販売禁止です。

2025年5月1日

●【福島県】青果 出荷制限リスト 2枚中1枚目

区分	品目	国の出荷制限（出荷しないでください）	県の要請等（収穫、出荷を控えてください）
キノコ類	原木シイタケ（露地）	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る）、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る）	-
	原木シイタケ（施設）	川俣町 伊達市（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く）	-
	原木ナメコ（露地）	相馬市、いわき市	-
	キノコ類（野生）	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯館村（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケ、マツタケを除く） 会津若松市（ムキタケ、クリタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、マツタケを除く）、西会津町（ナメコ、ムキタケ、マイタケ、クリタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナラタケ、マツタケを除く）、会津美里町（ナメコ、ムキタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナラタケ、マツタケを除く）、只見町（ナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ及びマツタケを除く）、柳津町・三島町（マイタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケ、マツタケを除く）、昭和村（ムキタケ、マイタケ、クリタケ、ナメコ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナラタケ、マツタケを除く）、下郷町（ムキタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、マツタケを除く）	-
	乾シイタケ	-	【出荷自粛】郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、本宮市、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、棚倉町、矢祭町、塙町
山菜※	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村
	ウド（野生）	須賀川市、相馬市、広野町、楡葉町、葛尾村	-
	クサソテツ（こごみ）	伊達市、郡山市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楡葉町、葛尾村	-
	クサソテツ（こごみ）（野生）	福島市、南相馬市、二本松市、大玉村	-
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯館村
	コシアブラ（野生）	西会津町、只見町	-
	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楡葉町、川内村、葛尾村	-
	ゼンマイ（野生）	広野町、大玉村	-
	ウワバミソウ（野生）	国見町	-
	タラノメ（野生）	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	【出荷自粛】楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村
	フキ	葛尾村	-
	フキ（野生）	楡葉町	-
	フキノトウ（野生）	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、広野町、楡葉町、葛尾村	-
	ワラビ	南相馬市、川俣町、楡葉町、鮫川村、葛尾村	-
	ワラビ（野生）	福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市	-

●【福島県】青果 出荷制限リスト 2枚中2枚目

2025年5月1日

区分	品目	国の出荷制限（出荷しないでください）	県の要請等（収穫、出荷を控えてください）
山菜※	サンショウ（野生）	-	【出荷自粛】いわき市
	ネマガリタケ（野生）	-	【出荷自粛】猪苗代町（所定の検査・出荷管理に基づき非破壊検査を受け、基準値を下回っていることが確認されたものを除く）、福島市
野菜	非結球性葉菜類 （ホウレンソウ、コマツナ等）	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点を除く)に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)	-
	結球性葉菜類 （キャベツ・白菜等）		
	アブラナ科の花蕾類 （ブロッコリー等）		
	カブ		
	ワサビ（畑で栽培されたもの）	伊達市（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く）、川俣町（山木屋の区域に限る）	-
	トウガラシ	-	【収穫自粛】浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域を除く)に限る)
果実	ウメ	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る）	【収穫自粛】川俣町（山木屋の区域に限る）
	ユズ		
	クリ	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る）	-
	キウイフルーツ		
	ピワ	-	【出荷自粛】南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る）
	カキ	-	【出荷自粛】伊達市
	アケビ（野生）	-	【収穫自粛】川俣町（山木屋の区域に限る）
	ギンナン	-	【出荷自粛】南相馬市
	クルミ	-	【加工自粛】福島市、伊達市、桑折町、国見町（県が定める管理計画に基づき管理されるものを除く） 検査を実施していないため、出荷販売を目的とした加工を控える町村：富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
	あんぽ柿及び干し柿等の「カキ」を原料とする乾燥果実	-	【出荷自粛】浪江町（浪江町内の植物を蜜源として生産された「ハチミツ(百花蜜に限る)」)
	ハチミツ（百花蜜）	-	
穀類	令和6年産の米（県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く）	富岡町（平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域に限る）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域（平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く）を除く区域に限る）、浪江町（平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る）、葛尾村（平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る）、飯舘村（平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る）	-

出荷制限指示の出ている品目のものは、加工用の原材料として使用することもできない。また、山菜やキノコ類において上記に記載のない品目については、安全性が確認されているということではないため、最寄りの行政機関(保健所)などに確認が必要。